

## 令和8年度運動部活動の地域展開等推進事業業務委託仕様書

### 1 事業の名称

運動部活動の地域展開等推進事業

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 事業の実施場所

白石市が指定する場所

### 4 事業目的

中学校の運動部活動の地域展開等と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、もって将来にわたり子どもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

### 5 業務内容

本事業における業務内容については、以下のとおりとする。

また、指導者登録において、白石市が指定する地域指導者も登録すること。さらに、本業務の実施に当たっては、業務全体の責任者、支援業務別の担当者を定め、業務執行体制を構築すること。

なお、受注者は、発注者に対し、状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度業務の推進に必要な発注者との打合せ等を行うものとする。

- (1) 休日の部活動の地域展開に関する事業の運営及び管理
- (2) 運営団体にて指導者の募集・研修・配置を実施
- (3) 事業の改善点や課題等を検証し、情報提供を実施
- (4) 教員・生徒・保護者に対してアンケートを実施し、地域展開等の課題を抽出
- (5) 月例活動報告（業務月報、各活動内容等）

イ提出期限 翌月10日まで

ロ提出方法 電子データ 1部

ハ提出先 白石市教育委員会教育部生涯学習課

- (6) 事業完了報告書・成果報告書等の作成

イ提出期限 令和9年3月31日（水）

ロ提出方法 電子データ 1部 及び 紙媒体 2部

ハ提出先 白石市教育委員会教育部生涯学習課

## 6 その他

- (1) 受注者は、事業の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、発注者と密接な連絡を取りながら事業を進めること。
- (2) 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (4) 受注者は、業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、対応する。

令和8年度 地方スポーツ振興費補助金

運動部活動の地域展開等推進事業業務 参考明細書

白 石 市

積算総括表

|         |                   |     |     |
|---------|-------------------|-----|-----|
| 業 務 名   | 運動部活動の地域展開等推進事業業務 |     |     |
| 業 務 場 所 | 白石市が指定する場所        |     |     |
| 設 計 額   | 金 円也              |     |     |
| 項 目     | 名 称               | 金 額 | 摘 要 |
|         |                   |     |     |
|         | 事業経費              |     |     |
|         |                   |     |     |
|         | 消費税相当額            |     |     |
|         |                   |     |     |
|         | 総事業費              |     |     |
|         |                   |     |     |
|         | 一般管理費             |     |     |
|         |                   |     |     |
|         | 総合計               |     |     |
|         |                   |     |     |
|         |                   |     |     |

